

六郷

～元気に輝いて～



令和6年度
第73号

2024.11.29

子どもたちの経験を深める、外部講師から教わる学習活動⑳

【「情報モラル教室②（5年・6年）」（講師：大仙警察署生活安全部 ○○○様）】

5・6年生は、大仙警察署の○○さんを講師に情報モラル教室を行いました。○○さんから、インターネットやオンラインゲーム、SNSでは、ルールを守らないと犯罪やトラブルに巻き込まれること、誰でも被害者にも加害者にもなり得る可能性があることを聞くと、子どもたちは、緊張感のある表情に変わりました。事例として挙げられたのは、課金のトラブル。子どもでは解決できない内容なので、すぐに家族の方に相談すること、また、家族のお金やカードを無断で使って課金することは「窃盗」という犯罪になることを教えていただきました。



また、ネットでの書き込みによるトラブルについてもお話がありました。誰かを傷つけるような投稿はルール違反であり、場合によっては侮辱罪や傷害罪に該当するということでした。さらに、ネットへの何気ない書き込みにより、気付かぬうちにいじめの加害者になっていることもあるということも教えていただきました。さらに、ネットやSNS上では、使う言葉によって、悪意があるように勘違いをされることがあるので気を付けてほしいということでした。



最後に、「ネット・ゲーム依存症」についてもお話がありました。やらなければならないことがあるのにネットやゲームをやってしまうのは、依存症という病気であること、そうならないようにするために「家族と話し合ってルールを決めること」をしてほしいということでした。

もし、「家族と決めたルールを守れないときは、スマホやPC、ゲーム等を買ってもらった親の方に返す」くらいの強い気持ちをもって、ネットやゲームと向き合ってもらいたいという○○さんの言葉が、強く心に残りました。



～子どもたちの感想から～

「そうなんだろうなあ」とぼんやり思っていたことを改めて知って、私は常に怖いものと隣り合わせで生活してきたんだと鳥肌が立ちました。「自分のゲーム機」だと思い込んでいたものは、親が一生懸命に働いたお金で買ってもらったもので、自分のものとはいい切れないという少し考えたら分かるようなことも分かっていなくて恥ずかしいと思いました。親との約束は、ゲーム機を買ってもら前からすでに決まっていたことだったので、最初の頃は守っていました。でも一年後あたりには、うっかり約束を破ってしまうことがありました。人ごとではなく、いつ起こるか分からないインターネットトラブルを防げるよう約束を必ず守るようにしたいです。（6年女子）